

1 基本的な事項

- 計画期間** 令和11年度まで（見直し後の期間は令和9年度から令和11年度まで）
- 基準病床数** 検討中（②基準病床数・必要病床数の見直し）

2 くらしと健康

ライフステージに応じた健康づくりとQOLの向上

▶ 健康づくり対策

- 見直し**【指標】健康寿命（65歳から要介護2以上になるまでの期間）
【指標】日常生活に制限のない期間の平均（年）
↓
【指標】日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）
現状値：〔R5〕 男79.7年、女84.1年
目標値：〔R11〕 男79.8年、女84.1年
【見直し内容】
埼玉県5か年計画と整合を図り、より長く健康で自立した生活ができるようにすることが重要であるため、新たな指標を設定（④県5か年計画）

▶ 親と子の保健対策

- ・ プレコンセプションケアの推進に係る取組としてプレコンサポーター等についての記載を追加（③プレコンセプションケア推進5か年計画）

▶ 人生の最終段階における医療

- 新**【指標】人生の最終段階において望む医療やケアについて話し合ったことがある割合
※ 在宅医療の推進に「再掲」
現状値：〔R7〕 33.1%
目標値：〔R11〕 検討中
【見直し内容】
人生の最終段階において望む医療やケアについて家族等や医療・介護関係者と話し合っただけが必要であることから、新たな指標を設定（①在宅医療）

▶ 安全な食品の提供

- 見直し**【指標】食品関連事業所における製品等の自主検査実施率
↓
【指標】人口10万人当たりの食中毒事件患者数
現状値：〔R7〕 5.0人
目標値：〔R11〕 4.1人
【見直し内容】
目標値を達成する見込みであり、また、埼玉県5か年計画と整合を図るため、人口10万人当たりの食中毒事件患者数とすることで、各自治体における人口規模にかかわらず比較が可能となることから、新たな指標を設定（④県5か年計画）

3 医療の推進

疾病ごとの医療提供体制等の整備

▶ がん医療

- ・ 検討中（③埼玉県がん対策推進計画）

- 見直し**【指標】がん検診受診率（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）
↓
【指標】がんによる年齢調整死亡率
現状値：〔R6〕 64.7/10万人
目標値：〔R11〕 検討中
【見直し内容】
埼玉県5か年計画と整合を図るとともに、がんによる死亡者数の減少を図るため、新たな指標を設定（④県5か年計画）

▶ 精神疾患医療

- ・ 検討中（③埼玉県依存症対策推進計画、④埼玉県認知症施策推進計画）

- 見直し**【指標】自殺死亡率
目標値：〔R8〕 12.6以下/10万人
↓
〔R11〕 検討中
【見直し内容】
令和8年度までの目標値であったため、埼玉県5か年計画と整合を図り、目標値を設定（④県5か年計画）

見直し【指標】精神病床における慢性期（１年以上）入院患者数
目標値：〔Ｒ８〕 ５，３４９人
➡ 〔Ｒ１１〕 検討中

【見直し内容】
令和８年度までの目標値であったため、令和１１年度までの目標値を設定
（⑤目標年度の見直し）

見直し【指標】精神病床における入院後３か月時点の退院率
目標値：〔Ｒ８〕 ６８．９％以上
➡ 〔Ｒ１１〕 検討中

【見直し内容】
令和８年度までの目標値であったため、令和１１年度までの目標値を設定
（⑤目標年度の見直し）

見直し【指標】かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了医数
目標値：〔Ｒ８〕 ２，３００人
➡ 〔Ｒ１１〕 検討中

【見直し内容】
令和８年度までの目標値であったため、新たに策定する埼玉県認知症施策推進計画と整合を
図り、令和１１年度までの目標値を設定（④埼玉県認知症施策推進計画）

事業ごと の医療提供体制の整備

▶ **災害時医療**

見直し【指標】病院のＢＣＰ策定率
目標値：〔Ｒ１１〕 ６５％
➡ 〔Ｒ１１〕 ９０％

【見直し内容】
最新値（Ｒ７：６５．９％）が目標値を上回っていることから、目標値を上方修正
（⑤目標値の見直し）

▶ **感染症医療**

・ 国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の改正等に伴う更新
（③感染症の予防のための施策の実施に関する計画）

見直し【指標】感染症専門研修受講者数

➡
【指標】新興感染症への早期対応のため受入体制強化に取り組む医療機関の割合（病床ベース）
現状値：〔Ｒ７〕 １５．６％
目標値：〔Ｒ１１〕 ７０．０％

【見直し内容】
目標値を達成し、また、埼玉県５か年計画と整合を図るため、新興感染症発生時における
迅速かつ円滑な病床確保を担保する新たな指標を設定（④県５か年計画）

在宅医療の推進

・ 国の「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正等に伴う更新（①在宅医療）

見直し【指標】訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数
※ 医療従事者等の確保に関する事項に「再掲」
目標値：〔Ｒ１０〕 ４，３００人
➡ 〔Ｒ１０〕 ５，３５２人

【見直し内容】
最新値（Ｒ６：４，９９２人）が目標値を上回っていることから、目標値を上方修正
（⑤目標値の見直し）

見直し【指標】地域連携薬局の認定を取得した薬局数

➡
【指標】在宅患者に対応するかかりつけ薬局の割合
現状値：〔Ｒ７〕 ４６．２％
目標値：〔Ｒ１１〕 ４９．０％

【見直し内容】
埼玉県５か年計画と整合を図るため、県内保険薬局の半数以上が在宅患者に対応する
かかりつけ薬局として地域での役割・機能を果たすことを目指し新たな指標を設定
（④県５か年計画）

４ 地域医療構想

※ 地域医療構想を削除する案について検討（①地域医療構想）

5 医療従事者の確保等

医師の確保に関する事項（医師確保計画）

- 国から示された医師確保計画策定ガイドラインに基づき、医師確保計画を見直す（①医師確保）

見直し【指標】目標医師数（医師偏在指標が全国の下位33.3％に達するために必要な医師数）
※ 名称変更（現在の指標名「医療施設（病院・診療所）の医師数」）
目標値：〔R8〕 16,343人
➡ 〔R11〕 16,367人

【見直し内容】
令和8年度までの目標値であったため、国ガイドラインに基づき、令和11年度までの目標値を設定（①医師確保）

見直し【指標】専攻医の採用数
※ 名称変更（現在の指標名「専攻医（後期研修医）の採用数」）
目標値：〔R4からR8の累計〕 1,670人
➡ 〔R9からR11の累計〕 1,314人
【見直し内容】
目標値を達成し、また、令和8年度までの目標値であったため、令和11年度までの目標値を設定（①医師確保）

医療従事者等の確保に関する事項◀『薬剤師確保計画』を組み込む

- 県全体の薬剤師数の底上げを図るとともに病院薬剤師の増加を図るため、薬剤師確保に必要な施策を追加（③薬剤師確保計画）

見直し【指標】就業看護職員数
目標値：〔R8〕 79,802人
➡ 〔R10〕 80,204人
【見直し内容】
令和8年度までの目標値であったため、令和10年度までの目標値を設定（⑤目標年度の見直し）

見直し【指標】看護師の特定行為研修修了者
目標値：〔R11〕 610人
➡ 〔R10〕 899人
【見直し内容】
最新値（R6：445人）を踏まえ、目標値を上方修正（⑤目標値の見直し）

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）

- 外来医師偏在指標に係るデータ集の数値を更新（①外来医療）

追加 かかりつけ医機能確保に関する事項

- 令和7年4月に開始した「かかりつけ医機能報告制度」に関する取組を追加（③計画策定後の新たな取組）

6 医療費適正化計画

▶ 医療の効率的な提供の推進

- 地域の医療従事者及びその関係団体の参加のもと設置する「地域フォーミュラリの策定に向けて検討する場」について追記（③医療費適正化に関する施策についての基本的な方針）